

国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所研究戦略 策定委員会規程

〔平成27年2月12日〕
アジア・アフリカ言語文化研究所規則第1号

改正 令和5年4月20日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第10号
令和7年3月13日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第6号

（設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第11条の規定に基づき、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）に、研究戦略策定委員会（以下「IR委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 IR委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 情報資源利用研究センター長
- (4) 研究所教授会において選出された者6名
- (5) その他所長が必要と認めた者

（任期）

第3条 前条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（所掌事項）

第4条 IR委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究戦略に関すること
- (2) 将来計画に関すること
- (3) 点検・評価に関すること
- (4) その他研究所所長から付託された事項

（委員長及び副委員長）

第5条 IR委員会に委員長及び副委員長を置き、第2条第4号の委員の中から、委員の互選により選出する。ただし、委員長又は副委員長のいずれか、又は合せて、連続して4年務めた者を委員長又は副委員長に選出することはできない。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第6条 委員長は、IR委員会を招集し、その議長となる。

2 IR委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 IR委員会に、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第2条に掲げる委員及びその他の教員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 小委員会の運営に関し必要な事項は、IR委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 IR委員会に関する庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所自己評価委員会規程(平成3年7月17日制定)は廃止する。

3 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所将来計画検討委員会規程(平成6年9月14日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月20日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所研究戦略策定委員会規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。